別記

食肉の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、食肉の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法第11条第1項の規定に基づき、食肉の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

○農林水産省告示第千八百二十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関し、次のように告示する。

平成二十八年九月二十三日　農林水産大臣　山本　有二

一　防除を行う区域　別表に掲げる地域（以下「防除区域」という。）

二　防除を行う期間　平成二十八年十月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

三　有害動物の種類　ジャガイモシロシストセンチュウ

四　防除の内容

㈠　ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号。以下「省令」という。）第三条第一項の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う調査の結果、ジャガイモシロシストセンチュウが存在するものと認めたほ場以外の場所においてなす科植物（ソラヌム・シシンブリーフォリウム及びソラヌム・ペルビアヌムを除く。以下同じ。）の作付けをする場合等を除き、なす科植物の作付けをしてはならないこととすること。

㈡　省令第五条第一項の定めるところにより、防除区域内に存在する同項の移動制限植物等について、植物防疫官がその行う検査の結果、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨の表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならないこととすること。

㈢　省令第七条の定めるところにより、防除区域内に存在する省令第五条第一項の移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるものについて、植物防疫官の指示に従い、これを廃棄しなければならないこととすること。

別表

北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里

○経済産業省告示第二百三十七号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）附則第二項ただし書の規定に基づき、別に告示する電気工作物及び期限を次のように定め、平成二十八年九月二十四日から施行する。

なお、平成十六年経済産業省告示第六十七号は、平成二十八年九月二十三日限り、廃止する。

平成二十八年九月二十三日　経済産業大臣　世耕　弘成

（電気工作物）

第一条　電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する電気工作物は、次の各号に掲げるものとする。

一　変圧器（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。）

二　電力用コンデンサー

三　計器用変成器

四　リアクトル

五　放電コイル

六　電圧調整器

七　整流器

八　開閉器

九　遮断器

十　中性点抵抗器

十一　避雷器

十二　ＯＦケーブル

（期限）

第二条　電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する期限は、次の表の上欄に掲げるポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物が電路に施設されている場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期限とする。

施設されている場所の所在する区域	期限
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成三十三年三月三十一日
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成三十四年三月三十一日
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成三十年三月三十一日

○経済産業省告示第二百三十八号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第七号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示を次のように定め、平成二十八年九月二十四日から施行する。

なお、平成十六年経済産業省告示第六十六号は、平成二十八年九月二十三日限り、廃止する。

平成二十八年九月二十三日　経済産業大臣　世耕　弘成

主要電気工作物を構成する設備を定める告示

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第七号に規定する別に告示する主要電気工作物を構成する設備（以下「主設備」という。）は、次の各号に掲げる電気工作物の種類に応じて、各号の表の上欄に掲げる主要電気工作物ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。